

女性活躍推進法
次世代育成支援対策推進法

一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する。

1.計画期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日

2.目標と取り組み内容

目標

働く女性職員が法人内研修の受講を行いやすくするために、令和8年3月31日までにeラーニング制度の受講機会を年に2回以上実施する。

取組内容

令和6年4月1日～ eラーニング制度の概要を知り学ぶべき項目を選定する
令和7年4月1日～ eラーニング制度を実施し、習得状況を管理する

医療法人娛生会

(掲示期間:令和6年4月1日～令和8年3月31日)